

宮城 医療機関事業主様ならびに労務管理責任者の皆様へ 医療労務管理支援センターだより

勤務環境の改善を支援します！

宮城県社会保険労務士会は厚生労働省からの委託を受け、「医療労務管理支援センター」を設置しております。人事・労務管理の専門家である社会保険労務士が「医療労務管理アドバイザー」として、個別相談、希望される医療機関への個別訪問を実施しております。

宮城医療労務管理支援センター

仙台市青葉区本町 1-9-5 五城ビル 4F 宮城県社会保険労務士会内

平日 午前9：00から午後5：00まで

*土日祝 12/29~1/3 を除きます

TEL/FAX : 022-211-9003 (予約・電話相談)

email : iryouroumu@sharo-miyagi.com

老齢年金の繰下げ上限年齢が75歳となりました(令和4年4月)

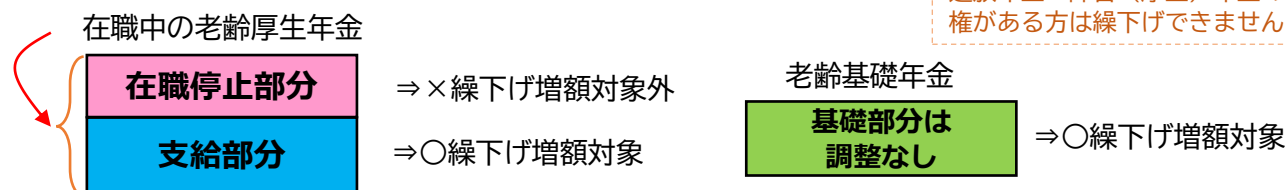
昭和27年4月2日以後生まれの方であれば老齢年金を75歳まで遅らせることができます。遅らせることができるのは65歳から支給される「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」です。60歳~64歳から支給される「特別支給の老齢厚生年金」は遅らせても増額されません。

また、65歳以上で在職中の方については注意が必要です。厚生年金加入中の方については、お給料と賞与の影響により老齢厚生年金が調整(停止)される場合があります。在職により年金が停止されている部分は増額の対象外です。

<参考> 繰下げ増額率は1か月0.7%です。繰下げ請求できるのは原則66歳以降75歳までです。

※例えば。。。 70歳繰下げ率は42% 75歳繰下げ率は84%となります。

遺族年金・障害(厚生)年金の受給権がある方は繰下げできません。

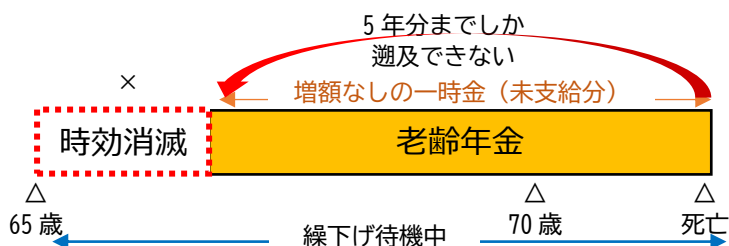


<令和5年4月からみなし繰下げが始まります>

繰下げ増額を希望する場合、遅らせた時点で繰下げ請求できますが、繰下げ請求を希望せず65歳時点まで遡及して本来の年金額を受けることもできます。(以下「本来請求」) その場合、遡及分は一時金として受給でき、その後は増額なしの年金額を受け取るようになります。

しかし70歳以上の場合、年金受給権(支分権)は5年前までしか遡れないため、5年経過分はもらえないことになります。そこで、70歳以上で本来請求する場合は5年前に繰下げ請求があったとみなし、遡及分は一時金、その後は5年前の増額率で増えた年金額を受け取るようになります。

ただし、繰下げ待機中に死亡するとみなし繰下げ請求ができません。要件該当となる遺族が受け取れる年金(未支給分)は増額なしの5年分までとなります。(5年経過分は時効で消滅)



70歳以上・生前に何も請求せずに死亡した場合
×通常の繰下げ
×みなし繰下げ

公務員の定年が段階的に引き上げられ 65 歳になります (令和 5 年 4 月～)

▲令和 5 年 4 月から公務員の定年年齢 60 才が段階的に引き上げられ、令和 14 年度以降 65 歳になります。

	現行	令和 5 年度 ～6 年度	令和 7 年度 ～8 年度	令和 9 年度 ～10 年度	令和 11 年度 ～12 年度	令和 13 年度 ～【完成形】
定年	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳

▲定年の段階的引上げ開始後も、現行の勤務延長制度は存続します。再任用制度は廃止されますが、定年の段階的引上げ期間中は暫定的な措置として同じ制度が設けられます (暫定再任用)。

▲定年の段階的引上げに伴う措置は次のような制度等があります。①役職定年制の導入。②定年前再任用短時間勤務制の導入。③60 歳到達職員の給与：「俸給表の職務の級及び号俸に応じた額」× 7 割。④60 歳以後定年前退職者の退職手当：「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定。

※詳しくは、国家公務員は人事院、地方公務員は総務省、独法は各機構の HP をご確認ください。

高齢者雇用安定法が改正され 70 歳までの就業確保が努力義務になりました

《65 歳までの雇用確保 (義務)》

▲定年年齢を 60 歳以上とする必要があります。▲高齢者雇用確保措置：定年年齢を 65 歳未満に定めている事業主は次のいずれかの措置を実施する必要があります。①65 歳までの定年の引上げ。②65 歳までの継続雇用制度の導入 (希望者全員を対象。平成 25 年 4 月 1 日改正)。③定年の廃止。

《70 歳までの就業確保 (努力義務)》 (令和 3 年 4 月～)

▲定年年齢を 65 歳以上 70 歳未満に定めている事業主又は継続雇用制度を導入している事業主は以下のいずれかの措置を講ずるよう努める必要があります。①70 歳までの定年年齢引上げ。②70 歳までの継続雇用制度 (再雇用制度・勤務延長制度等) の導入。③定年制の廃止。④70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入。⑤70 歳まで継続的に次の事業に従事できる制度の導入。A. 事業主が自ら実施する社会貢献事業、B. 事業主が委託、出資 (資金提供) 等する団体が行う社会貢献事業

※事業主が講ずべき措置を決定した場合、就業規則を変更して労基署に届出が必要となります。

中小企業も 4 月から月 60 時間超の時間外労働の割増率が引き上げられます

令和 5 年 4 月 1 日から

1 か月の時間外労働 (1 日 8 時間・1 週 40 時間を超える労働時間)		
	60 時間以下	60 時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

医療業は
サービス業に該当します

中小企業に該当するか否かは①または②を満たすかどうかで判断します。

業 種	① 資本金又は出資の総額	② 常時雇用する労働者数
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
上記以外の業種	3 億円以下	300 人以下

※ 60 時間超の時間外労働が深夜帯 (22:00～5:00) と重なると **75% 割増** となりますのでご注意ください!